

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

災害等による申告期限の延長

Q :新潟、福島、福井県周辺で集中豪雨がありました。申告期限などは延長されないのですか？

A :新潟・福島県の指定地域では平成16年7月13日から9月19日まで、福井県の指定地域では平成16年7月18日から9月18日まで、に到来する国税の各種期限が、平成16年9月21日まで延長されることとなりました。

【解説】

災害等で国税の申告・申請・納付等ができない程度の甚大な被害を受けたと認められる場合、国税庁長官は、「地域」及び「期日」を指定してそれらの期限を災害等のやんだ日から2ヵ月以内に限り延長する「地域指定」をすることができます。今回、集中豪雨があった新潟、福島、福井各県を国税庁長官は地域指定し、国税に関する各種期限を平成16年9月21日まで延長することとしました。

また、今回「地域指定」のされなかった地域でも、被害を受けて期限までに申告や納税等ができない場合は、納税者自身が書面により納税地の所轄税務署長に申請し、「地域指定」と同様の延長措置を受けることができる「個別指定」の適用を受けることも可能です。

さらに、これらの延長措置を受けてもなお困難な状況が続くと認められる場合には、災害のやんだ日から2ヵ月以内に、納税者が納税地の所轄税務署長に一定の事項を記載した納税の猶予申請書を提出することにより、一定期間納税の猶予を受けることができます。

